

我が国の ABL (Asset Based Lending) の課題と展望

日本経済大学 相馬一天

ABL (Asset Based Lending) は、「動産債権担保融資」等に訳され、売掛金や在庫を担保にし、その資産評価額の範囲内でリボルビング型の貸出をする貸出技術として近年着目されている。本稿では、我が国の ABL における制度上の課題を米国と比較し、示唆を得ることを目的とする。

ABL の先行研究には、その仕組を概説したものがあるが、我が国の ABL 制度の問題点を論じた研究は一部の調査レポート除き多くはない。そこで、本稿では、これまでの研究を整理し、ABL 制度の特徴と課題を考察することで日本型 ABL の発展への示唆を試みる。

本稿では、大きく 2 つの点から ABL を考察する。1 つ目は、金利水準と商習慣である。金利水準においては、米国と日本の短期プライムレートと貸出金利水準を比較する。商習慣は、親事業者と下請事業における債権の譲渡禁止特約の問題である。2 つ目は、法制度である。法制度については、米国統一商法典の UCC (Uniform Commercial Code) およびチャプター 11 と日本の担保法制および企業再生型倒産法制との比較により考察を加える。

米国の短期プライムレートが 3% 台のときの貸出金利水準は売掛金や在庫を担保とした貸出において貸出額 1 百万ドル以下の場合 20% 前後である。日本の貸出金利は短期プライムレート 1% 台のときの企業向け担保付貸出に 10% 以上を付けるのは、さまざまな理由から困難であろう。商習慣においては、親事業者と下請事業者における債権譲渡禁止の特約の存在が債権譲渡を取り扱う電子記録債権や ABL を限定的なものにしている。近時、民法改正における債権譲渡の制限や禁止についての動向が注目されている。

我が国の担保法制においては、動産および債権の第三者対抗要件の具備において米国の UCC (Uniform Commercial Code) に規定されるファイリング方式に類似する登記を動産債権譲渡特例法 (動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律) によって可能にした。登記における課題はあるものの経済界において評価される場所である。米国の UCC における担保法制の特徴としてプロシーズ (Proceeds) がある。プロシーズは、担保を処分した後の債権、金銭、代替物に担保権の効力を認めたものである。プロシーズがない場合、担保物が処分されたことを想定し、想定する代替物等の全てに対して担保を設定することは現実的ではないし、それでは、貸手のインセンティブが削がれてしまいかねない。我が国においてもプロシーズまたはそれに類似する法制度の検討がなされるべきではないだろうか。